

# なぜ日本の乳幼児子育て期の保護者は リフレッシュ目的で一時預かり事業を 利用しにくいのか？

加藤 望・中坪 史典  
(2018年10月4日受理)

Why is the Temporary Childcare System Difficult for Japanese Parents to Use for Parental Relief?

Nozomi Kato and Fuminori Nakatsubo

**Abstract:** This study clarifies the reasons Japanese parents experience difficulties in using the temporary childcare system for parental relief. Three factors were identified following a literature review of previous research related to temporary childcare systems and information from the official websites of each municipality. First, it was difficult to identify the little information provided about institutional procedures. When parents attempt to use the temporary childcare system for parental relief, they need to collect information and procedures from over one month prior and it is necessary to organize with the childcare provider in advance. Local governments may not provide enough information and may not maintain or manage temporary childcare systems. Second, temporary childcare was difficult to use for parental relief because of unconscious bias. For example, the unconscious bias, i.e., “childcare is the mother’s responsibility,” means that principals may not respond positively to the parents’ need to use the temporary childcare system for relief. Third, the mothers’ guilt makes them hesitate using the temporary childcare systems. Mothers also hold the same unconscious bias that childcare is the mother’s responsibility; therefore, they may hesitate using the temporary childcare system. Furthermore, these behaviors and actions also interfere with other mothers’ use of the temporary childcare systems for parental relief.

Key words: Temporary Childcare System, Early Child Education and Care, Parenting, Parents, Relief

キーワード：一時預かり事業、保育、育児、保護者、リフレッシュ

## 1. 問題と目的

### 1) 問題背景

日本では、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を預かり、必要な保護を行う一時預かり事業が実施されている。これは主として保育所等を利用していない家庭を対象に、市町村もしくは市町村が認めた委託先で実施される子育て支援事業のことである。日常生活における保護者の突発的な事情

や社会参加などにより、一時的に家庭で保育することが困難な場合や、育児疲れなどによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援である(文部科学省・厚生労働省, 2015)。

一時預かり事業は、1990年、「一時的保育事業実施要綱」が定められ、公的に実施されることとなった。その後、児童福祉法一部改正(2009年)で第2種社会福祉事業となり、保育所における保育事業と同等に位置付けられた。1990年当時の事業主旨には、「非定型」

「緊急」と呼ばれる利用目的があった。「非定型」とは、保護者の就労形態、職業訓練、就学を目的とし、原則として週3日間を限度として家庭で保育することが困難な児童に対する保育である。「緊急」とは、保護者の傷病、災害、事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭などのやむを得ない事由によるものである。その後、核家族化が進行し地域の子育て力が低下する中、1995年からは、保護者の心理的・肉体的負担を軽減する「育児リフレッシュ支援事業」として「非定型」「緊急」以外にも「リフレッシュ」目的で一時的預かり事業を利用できるようになった（厚生労働省、1994）。

一時的預かり事業の実施方法には、次の5つのタイプがある（表1）。幼稚園型は、教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動である。居宅訪問型は、訪問型病児保育を含む。就学前の乳幼児を家庭で保育する保護者の場合、リフレッシュ目的で一時的預かり事業を利用しようとすると、一般型、余裕活用型、地域密着Ⅱ型のいずれかになる。就学前の乳幼児を家庭で保育する状況とは、具体的には、保護者（主に母親）が育児休業取得中あるいは無職であり、専業で育児を担っていることが多い。そうした保護者（主に母親）は、子どものことを気軽に話せる相手もおらず、狭い家庭の中で常に子どもを見なくてはならない。このことが育児不安を誘発することは以前から報告されている（詫摩、1969）。牧野・中西（1985）は、母親がフルタイムの仕事を持つ、ボランティアに参加する、友だちと食事に行くなどの社会的活動に関心・意欲が高い場合や、それに対して夫の理解が得られる場合は、育児不安が低いと指摘する。玉城・西平・吉川・嘉陽田・上田（2015）は、子育て支援に対して母親は、気楽に子どもを預けられること、リフレッシュする時間を確保できることを望んでいると指摘する。

このように一時的預かり事業は、突発的な事情や社会

参加の際の利便性だけでなく、乳幼児子育て期の保護者がリフレッシュできる時間を確保し、それによって心理的・身体的負担を軽減したり、育児不安を低減したりする上でも有益であり、必要な事業であることが分かる。そうした中、一時的預かり事業の延べ利用児童数（厚生労働省、2018）は、2,950,000人（2009年）から4,910,865人（2017年）と確実に増加するものの、リフレッシュ目的の利用に注目すると、例えば、ある民間保育所の場合、利用者定員が「緊急」と合わせて全体の4割の設定に留まっていたり、「非定型」と比べても利用者が著しく少ないなど、保護者にとっては必ずしもその利用が浸透していない状況があることがうかがえる。

## 2) 先行研究の成果と課題

前述の通り、一時的預かり事業は、保育所における保育事業と同等に位置付けられたものの、それまでの名称である「一時保育事業」が「一時預かり事業」と改称されたことも述べておきたい。これは児童福祉法における保育が特定の子どもを継続的に保護養育するものとして捉えられるのに対し、不特定の子どもを一時的に預かる事業を保育とは区別しているからである。

このように通常の保育と区別して捉えられることや、その制度が歴史的に浅いこと、一部地域の保育所や子育て支援施設で実施される事業であることなどの理由から、一時的預かり事業に関する先行研究は、決して十分な成果が蓄積されるわけではない。そうした中、最も多い研究成果が現状報告である。小堀（2010）は、一時的預かり事業は非正規職員が担当が多いことから、保育の質の担保が難しい現状を報告する。

保育者、保護者を対象とした意識調査についても幾つかの成果が挙げられている。保育者を対象とした研究について、中原・佐々・八木（1999）は、一時的預

表1 一時預かり事業実施方法

実施方法	対象児童	実施場所
一般型	主として保育所、幼稚園、認定こども園に通っていない、又は在籍していない乳幼児	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、又は駅周辺等利便性の高い場所等
幼稚園型	主として、幼稚園等に在籍する3歳以上の幼児	幼稚園、又は認定こども園
余裕活用型	主として保育所、幼稚園、認定こども園に通っていない、又は在籍していない乳幼児	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業内保育事業所のうち、利用児童数が利用定員総数に満たない施設
居宅訪問型	障害、疾病等で集団保育が著しく困難な乳幼児 ひとり親家庭等で保護者が夜間及び深夜の就労を行う場合 離島その他の地域において、保護者が一時的に就労している場合	利用児童の居宅にて実施される
地域密着Ⅱ型	主として保育所、幼稚園、認定こども園に通っていない、又は在籍していない乳幼児	地域子育て支援拠点や駅周辺など、利便性の高い場所など

「一時預かり事業実施要綱」文部科学省・厚生労働省（2015）を基に執筆者作成



が発行する一時預かり事業の案内に関する保護者向けパンフレットを入手するとともに、市役所及び民間保育所のウェブサイトに掲載される情報を収集した。

以上を精査した結果、乳幼児子育て期の保護者がリフレッシュ目的での一時預かり事業を利用しにくい理由や背景について、次の3点が明らかになった。以下、順に結果と考察を述べる。

- (a) 手続き上の困難
- (b) 子育てをめぐるアンコンシャス・バイアス
- (c) 女性（母親）自らが抱く育児呪縛

### 3. 手続き上の困難

以下、筆頭著者が在住する名古屋市の事例をもとに、手続き上の困難について検討する。例えば、名古屋市長区に在住し、2018年9月にリフレッシュ目的による一時預かり事業の利用を希望すると仮定してみる。その際の手続き（図1参照）を調べてみると、次のような困難があることが分かった。



図1 一時預かり事業申し込みの流れ  
（名古屋市におけるリフレッシュ目的の場合）

#### 1) 予約や申し込み方法に関する情報収集の難しさ

リフレッシュ目的による一時預かり事業の利用を希望する場合、まず名古屋市のウェブサイトをj利用して、M区内で一時預かり事業を実施する保育所がどこかを調べることになる。該当するのは、民間保育所の場合、A保育所とB保育所の2ヶ所である。公立保育所の場合、指定園が指定日のみ（1園につき月1～2日程、市内では1日につき10～11園）限定して受け入れているため、例えば、アクセスの利便性などを想定し、実施保育所とその実施日に関する情報を市役所のウェブサイトから入手する。すると2018年9月時点においてM区の公立保育所では、3ヶ所で計5日間の一時預かり事業の実施が予定されていることが分かる。つまりM区内では、民間保育所2ヶ所、公立保育所3ヶ所（計5ヶ所）においてリフレッシュ目的による一時預かり事業が実施されていることにな

る。

保護者は、この5ヶ所から利用を希望する保育所を決定し予約する。同市役所のウェブサイトでは、その後の手続きは、区役所もしくは実施保育所で行うように記載されている。そこで民間保育所のウェブサイトを開覧してみると、A保育所には手続きの方法が記載されるものの、B保育所には記載がないため、電話か訪問によって直接問い合わせる必要がある。

このように、ウェブサイトを通じて必要な情報が十分取得できない現状は、他の自治体でも同様である。例えば、国内において居住人口が多い都市上位350市を対象に市役所のウェブサイトを検索してみると、一時預かり事業自体の掲載がない都市、及びリフレッシュを目的とした一時預かり事業の利用可否に関する記載がない都市が25市あった（2018年6月現在）。今日、多くの保護者がタブレット端末やスマートフォンなどのデバイスを用いて多様な情報を収集していることを考えると、一時預かり事業の予約や申し込みに関する情報収集の難しさは、乳幼児子育て期の保護者に対して、少なからずリフレッシュ目的での利用を難しくしていることが考えられる。

また、一時預かり事業に関する情報は掲載されていても、リフレッシュ目的での利用ができない都市が6市あったことも興味深い。例えば、名古屋市内で一時間預かり事業を利用する場合、利用する児童が同市内に居住していることが要件となることから、リフレッシュ目的による一時預かり事業を実施していない都市に居住する保護者の場合、ともするとその利用ができないことも考えられる。

#### 2) 多様な申し込み方法による煩雑さ

一時預かり事業の申し込みについては、各園に問い合わせる必要がある。民間保育所の場合、申し込み方法が園ごとに異なる。公立保育所の場合、申し込み方法は統一されるものの、電話での予約は各園で受け付けることになっている。つまり、M区内においてリフレッシュ目的で一時間預かり事業を利用する場合、民間の2ヶ所、公立の3ヶ所において、それぞれ異なる予約窓口と申し込み方法が存在する。このことが一時預かり事業の申し込みを煩雑にしておき、リフレッシュ目的での利用を難しくしていることが考えられる。

#### 3) 1ヶ月以上前から必要な多様な準備と段取り

前述の通り、一時預かり事業の申し込みについては、最初に利用を希望する保育所へ直接予約する必要がある。公立保育所における予約の受付は、申し込みを希

なぜ日本の乳幼児子育て期の保護者はリフレッシュ目的で一時預かり事業を利用しにくいのか？

望する前月の初日（土日祝除く）10時から電話での受付けが開始される。従って、仮に2018年9月に利用しようとする場合、2018年8月1日（水）10時から電話予約の受付が始まる。予約は、1通話につき1回分の利用である。なお、2018年9月4日に名古屋市ウェブサイトで公開された情報を閲覧したところ、9月分の市内公立保育所の利用枠はほとんど残っていないかった。この点を踏まえると、乳幼児子育て期の保護者が一時預かり事業を利用する場合、遅くとも1ヶ月以上前から予約の段取りを整えておく必要があることが分かる。

民間のA保育所を利用する場合でも、初回の申し込みを行うためには、毎月第2月曜日16時から開催される事前説明会に参加しなければならない。従って、仮に2018年9月に初めて利用しようとする場合、2018年8月13日（月）16時から開催される事前説明会に参加することが条件となる。

また、予約後には、申し込み及び事前面談が行われる。公立保育所の場合、予約時の電話で事前面談の日程を保育所と調整する。保護者は、申し込み書類の提出も兼ねて、利用する予定の1週間前には、予約した保育所へ親子で出向くことになる。

さらに、一時預かり事業の利用にあたっては、当日の持ち物として指定された物品を準備しなければならない。公立保育所を利用する場合の当日の持ち物は、表3の通りである。なお、持ち物には全て記名が必要である。利用料金も釣り銭のないように準備し、当日現金にて支払うことが求められる。たとえ一日のみの利用であっても、これらは遵守しなければならない。

このように、乳幼児子育て期の保護者が一時預かり

事業を利用する場合、1ヶ月以上前からの情報収集、日程調整、申し込み、親子面談、当日の持ち物、記名、現金など、多様な準備と段取りを行わなければならない、これらの理由から、リフレッシュ目的での利用を難しくしていることが考えられる。

#### 4) 日程や保育所に関する選択余地の少なさ

名古屋市の場合、民間保育所で行われるリフレッシュ目的による一時預かり事業については、基本的には市の定める規定に準じている。そのため、リフレッシュ目的での利用は、公立保育所であれ、民間保育所であれ、月3回までと定められており、3回を超えて利用することはできない。また、民間保育所は、M区内に25ヶ所あるものの、一時預かり事業を行っている保育所は2ヶ所のみである。公立保育所では、指定された5日間（各1ヶ所）での利用が可能であるものの、受け入れ定員は、1ヶ所2名まで（保育所によっては定員1名）であるため、1ヶ月に受け入れ可能な定員は10人のみである。

以上のように、受け入れる定員が少ないことや、利用希望保育所、日程、利用日数に関して、利用する側に選択の余地がないこともまた、乳幼児子育て期の保護者に対して、リフレッシュ目的での利用を難しくしていることが考えられる。

## 4. 子育てをめぐるアンコンシャス・バイアス

### 1) アンコンシャス・バイアスの実際

アンコンシャス・バイアス（Unconscious bias：無意識の偏見）とは、過去の経験や習慣、環境から生じる自分自身が気づかずに持つ偏った見方や考え方のことである（内海, 2018）。例えば、「男性は家事が苦手」「若者はパソコンが得意」「自分と同じ集団に属している人に親しみを抱く」といった意識や、「話の最中に口を挟む」「目の前にいる人の存在を無視する」といった日常生活における態度もアンコンシャス・バイアスの一種の表れであると言われる（荊田, 2018）。近年、労働環境においては、特にジェンダーに関するアンコンシャス・バイアスが取り沙汰されている。

この点を踏まえるとき、私たちを取り巻く社会には、子育てをめぐる科学的根拠がないにもかかわらず幾つかのアンコンシャス・バイアスが存在することが考えられる。例えば、「乳幼児は男性よりも女性を好むだろう」「幼い子どもを保育所に預けて働くなんでかわいそう」「男は妻子を養う収入がなければ結婚できない」「女性が育児と仕事を両立することは難しい」

表3 一時預かり事業利用時の持ち物

0歳児の場合
紙おむつ(5枚から7枚程度) 使い捨ておしりふき(1袋) 汚れ物入れ袋(2枚) 布団一組 着替え一式(うわぎ3枚 ズボン2枚) 帽子 エプロン(2枚) ハンカチサイズのタオル(2枚) 授乳用ガーゼハンカチ(2枚) 浴用タオル(1枚) 粉ミルクと乳首(小分け回数分) 哺乳瓶
幼児(3歳以上児)の場合
パンツ(3枚) (※午睡時に必要な子どもは、紙おむつ) 布団一組 汚れ物入れ袋(2枚) 着替え一式(うわぎ2枚 ズボン2枚) 帽子 ハンカチサイズのタオル(2枚) 浴用タオル(1枚)

「女性は仕事より家庭を優先した方がよい」などである。

## 2) アンコンシャス・バイアスの背景

今日、家父長制、専業主婦概念、3歳児神話などの価値観はほぼ喪失したにもかかわらず、実際には、以下に掲げるような状況が指摘されており、これらが子育てをめぐるアンコンシャス・バイアスの背景となっていることが考えられる。

第一に、日本の父親が家事育児を担う一日の平均時間は、他国に比べて著しく短いことである(内閣府, 2016)。「ワンオペ育児」という用語が今日の育児状況を表す言葉として誕生したように、日本では、育児の一切を女性が担う現状がある。ワンオペとは、ワンオペレーション(=一人作業)を指す。某企業において従業員が休憩も取らず、長時間に渡って一人で全ての業務をこなすワンオペレーションが社会問題となったことに合わせて、母親たちがインターネット上で自分たちの状況を「ワンオペ育児」と称したことから広がった(藤田, 2017)。このように日本では、子どもにかかわる全てを母親が担うことが、あたかも自明のように捉えられることも少なくない。

第二に、育児休業取得が男性と比べて、女性が圧倒的に高いことである。2015年、女性の育児休業取得率は81.5%であるのに対して、男性のそれは2.7%に留まっていることが示された(厚生労働省, 2016)。要因として、女性の労働賃金が男性と比較して少ないこと(愛知県, 2017)、育児休業中の所得保障が十分でないこと(宮本, 2017)などが考えられる。これまで多くの女性が退職もしくは育児休業を利用して育児を担っており、こうした現状は今なお大きな変化が見られない。

第三に、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントが存在することである。マタニティ・ハラスメントとは、妊娠を理由に解雇を迫ったり、妊産婦に陰湿で侮辱的な言動を浴びせたりする行為のことである(春田, 2017)。パタニティ・ハラスメントとは、男性の育児休業取得、子育てを理由とした時短勤務やフレックスの利用などを妨げる行為のことである(宮本, 2014)。育児という家庭責任を負う男女の労働者に対して、女性には退職を迫り、男性には育児休業を取らせないように仕向ける日本の労働風土が社会問題となっている。

こうした背景の下、私たちの経験や習慣、環境の中には、「育児は女性(母親)が担う」という見方や考え方が依然として根強く残っていることが考えられる。

## 3) アンコンシャス・バイアスが阻むリフレッシュ

子育てをめぐるアンコンシャス・バイアスとリフレッシュ目的での一時預かり事業利用の関係については、松岡・櫻谷(2004) Kato(2018)の先行研究からより鮮明になる。

松岡・櫻谷(2004)は、一時預かり事業を利用した母親を対象に、その理由を尋ねたところ(3つ以内の複数回答)、「子どものため」「仕事のため」が同率で高く、それぞれ44.1%を占めることを報告する。このことから母親にとって一時預かり事業の利用は「子どものため」であり「仕事をしたい」という希望の表れでもあることが分かる。

Kato(2018)は、一時預かり事業を実施する保育所の施設長を対象に、一時預かり事業は子どものためになるかを尋ねたところ、「子どものためになると思わない」という回答が47%を占めることを報告する。中でも、リフレッシュ目的による一時預かり事業を実施していない施設長に限っては、一時預かり事業の実施が子どものためにならないと思う理由について、「保護者の都合で急に知らない環境に置かれるのは、子どもに与える負担やマイナス面が多すぎる」「明確な理由がない場合は、保護者が子どもを保育した方がよい」などの回答があったことを報告する。育児の全てを女性が担うことが必ずしも子どものためになるわけではないにもかかわらず、実際に一時預かり事業を運営している施設長であっても「育児は女性(母親)が担う」ことが望ましいと捉えている。これらもまた、子育てをめぐるアンコンシャス・バイアスの一端であるように思われる。

こうした施設長の考え方によって、リフレッシュを目的とした一時預かり事業を受け入れていない保育所も存在しており、利用できる保育所は自ずと限られてしまう。つまり、アンコンシャス・バイアスが乳幼児子育て期の保護者に対して、リフレッシュ目的での一時預かり事業の利用に少なからず影響を与えていることが考えられる。

## 5. 女性(母親)自らが抱く育児呪縛

松岡・櫻谷(2004)は、一時預かり事業の利用が難しい母親の心境として、「子どもがかわいそうと思った」「周りから、子どもに対する愛情が薄いとか、自分勝手であるとか見られないかと思った」「子どもを預けてまで、仕事、用事、リフレッシュをしたいとは思わなかった」「子育てに他人の手を借りずに自分でやり遂げたかった」「母親は子育てに専念するものだと思った」などの回答があったことを報告するとともに

に、実際に一時預かり事業を利用した母親の38.2%は、こうした気持ちの葛藤があったと指摘する。

### 1) 自身が抱く罪障感による育児呪縛

「子どもがかawaiiそう」「子どもに悪い」と思う感情について石野(2005)は、母親が持つ罪障感と表現する。こうした罪障感は、フルタイム労働よりも無職やパートタイム労働の母親の方が抱きやすいという。これは、日頃子どもと過ごす時間が長いために、かえって子どもと離れることに対する抵抗感が強いことを示していると言える。

これと同じように、リフレッシュ目的で一時的に子どもと離れることは、専業や育児休業中の母親にとって罪障感を喚起させ、そのことが乳幼児子育て期の保護者に対して、リフレッシュ目的での利用を難しくしていることが考えられる。

### 2) 社会がもたらす育児呪縛

松岡・櫻谷(2004)は、一時預かり事業の利用が難しい母親の心境として、周りの人の反応を指摘する。具体的には、「周りの人から子どもがかawaiiそうと言われた」「周りの人から子どもに対する愛情が薄いか、自分勝手であると言われた」「周りの人から母親が子育てに専念するものと言われた」など、周りの人の反応があった母親が14.7%存在したことを報告する。また、前述した「周りから、子どもに対する愛情が薄いか、自分勝手であるとか見られないかと思った」という回答は、母親が周りから受けるかもしれない自身への偏見を避けようとしていることが原因とも考えられる。

子どもで一時的に離れてリフレッシュすることに関して母親は、社会から受けるかもしれない否定的意見を想定している。このように、日本社会がもたらす育児呪縛によって乳幼児子育て期の保護者、リフレッシュ目的での一時預かり事業の利用しにくさを感じていることが考えられる。

### 3) 女性の分断がもたらす育児呪縛

一時預かり事業を利用しにくい母親の心境の一つに挙げられた「子どもを預けてまで、仕事、用事、リフレッシュをしたいとは思わなかった」「母親は子育てに専念するものと思った」という回答は、母親自身もまた「育児は女性(母親)(=私)が担う」という無意識の偏見を抱いていることを示していると言える。そもそもリフレッシュ目的で一時的預かり事業を利用する(しない)選択は、個人個人の自由な決断である。女性の人生に多様な選択肢が存在するようになった一

方で、分断されることにもなったと上野(2013)が指摘するように女性には、子育てをめぐっても多様な選択肢のある状況に置かれている。育児を仕事よりも価値あるものとし、子どもと離れて気分転換を図る時間は、母親(私)には必要ないと捉える見方は、他方で、リフレッシュ目的での一時預かり事業を必要とする女性の利用や社会進出を妨げることにもなりかねない。

## 6. 本研究の総括と課題

### 1) 本研究の総括

以上、乳幼児子育て期の保護者がリフレッシュ目的で一時的預かり事業を利用しにくい理由として、手続き上の困難、子育てをめぐるとアンコンシャス・バイアス、女性(母親)が自ら抱く育児呪縛が明らかになった。

北松(2014)岩間(2009)細井・古橋・秦・宮城・吉川・林・黄・徐・南・宋(2010)は、合計特殊出生率が低迷し続ける日本、ドイツ、イタリア、韓国の人々が抱く子育て意識の共通点には、依然「育児は女性(母親)が担う」といった男女性別役割分業意識が存在することを指摘する。中でも岩間(2009)は、18歳~49歳以下の日本人女性が「就職や昇進の機会」「やりたいことをやる自由」に対して、子育てが負担になると感じていることを明らかにする。

他方、ベビーシッター制度に税控除が適用されるフランス(北松, 2014)、所得保障のある育児休業を夫婦で年間最大480日取得できるスウェーデン、女性管理職の登用が全体の43.7%を占めるアメリカ(内閣府男女共同参画局, 2015)では、1980年代以降の合計特殊出生率の低下に歯止めがかかっている。リフレッシュ目的による一時預かり事業の利用は、乳幼児子育て期の保護者に多様な働き方や社会参加の機会を提供するものである。本研究が明らかにした知見は、少子化対策として実施されるはずの日本の子育て支援事業が、子育てしやすい社会への環境整備として十分に機能していないことを示している。

### 2) 本研究の課題

本研究が示した手続き上の困難については、名古屋市の事例のみを根拠としており、他の自治体の動向については十分に踏まえていない。また、アンコンシャス・バイアスが生じる背景について、藤田(2017)上野(2013)の文献をもとに検討したもの、十分な文献を押さえるまでには至っておらず、背景にある課題を網羅できているとは言えない。

## 【引用文献】

- 愛知県 2017「平成29年版 あいちの男女共同参画」  
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/252660.pdf> 2018/9/20閲覧
- 藤田結子 2017『ワンオペ育児 わかってほしい休めない日常』, 毎日新聞出版
- 春田吉備彦 2017「妊娠中の介護労働者に対するマタニティ・ハラスメントと妊婦への健康配慮義務-ツクイほか事件・福岡地小倉裁判28.4.19労判1140号39頁を手掛かりとして-」, 『沖縄大学法経学部紀要』第27巻, 75-86頁
- 細井勇・古橋啓介・秦和彦・宮城由美子・吉川未桜・林ムツミ・黄星賀・徐慧全・南美慶・宋映沃 2010「日韓比較研究『子育て意識と子育て支援に関する実態とニーズ調査』から少子化問題とその背景を考える-福岡市と大邱・慶山市との比較調査結果の分析を通じて-」, 『福岡県立大学人間社会学部紀要』, 第19巻, 第1号, 51-66頁
- 石野陽子 2005「就学前児の母親が持つ罪障感の構造: 就労状況との関連」, 『家族心理学研究』, 第19巻, 第2号, 128-140頁
- 岩間暁子 2009「ジェンダーと子育て負担感に関する日本・ドイツ・イタリアの比較分析」, 『人口問題研究』, 第65巻, 第1号, 21-35頁
- 菊田香苗 2018「アンコンシャス・バイアスという見えない壁」, 『日本健康学会誌』, 第84巻, 第3号, 79-80頁
- Kato, N. 2018 “A Study on the Contents and Management Approaches to System of Temporary Childcare in Japan” 28th EECERA (European Early Childhood Education Research Association) ANNUAL CONFERENCE.
- 北松円香 2014「フランスにおける子育て支援」, 『経済のプリズム』, 第131号, 12-14
- 小堀智恵子 2010「次世代育成支援地域行動計画と保育所: 地域子育て支援事業に見る現状と課題」, 『佛教大学大学院紀要 社会福祉学研究科篇』, 第38号, 1-18頁
- 小池由佳・角張慶子・齋藤裕 2018『子育て支援における『支援につながらない保護者』への支援モデル構築をめざして』, 新潟県立大学研究報告書
- 厚生労働省 1994「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について エンゼルプラン」
- 厚生労働省 2016「平成27年度雇用均等基本調査の結果概要」
- 厚生労働省 2018「一時預かり事業の実施状況の推移」
- 松岡知子・櫻谷真理子 2004「保育所における一時保育を利用した母親の意識調査」, 『立命館人間科学研究』, 第7号, 13-24頁
- 牧野カツコ・中西雪夫 1985「乳幼児を持つ母親の育児不安: 父親の生活や意識と母親の育児不安との関連」, 『日本教育社会学会大会発表要旨集録』第37号, 36-37頁
- 宮木由貴子 2014「日本の男性の子育てを考える」, 『ライフデザインレポート (第一生命経済研究所ライフデザイン研究本部)』, 64-69頁
- 宮本太郎 2017「生活保障のレジームと少子化」, 『医療と社会』, 第27巻, 第1号, 99-109頁
- 文部科学省・厚生労働省 2015「一時預かり事業実施要綱」
- 内閣府 2016「6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間」  
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/ottonokyoryoku.html> (2018/09/20閲覧)
- 内閣府男女共同参画局 2015「男女共同参画白書 平成27年版」  
[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-11.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-11.html)  
 (2018/09/24閲覧)
- 中原葉子・佐々加代子・八木理沙 1999「一時預かり保育」, 『日本保育学会大会研究論文集』, 第52集, 678-679頁
- 榊原久子 2017「一時保育の担い手に必要な専門性に関する一考察」, 『川口短期大学紀要』, 第31号, 151-159頁
- 玉城清子・西平朋子・吉川千恵子・嘉陽田友香・上田礼子 2015「母親行動の発達プロセス: A島居住の幼児を持つ母親の語りを通じて」, 『沖縄県立看護大学紀要』, 第16号, 63-75頁
- 詫摩武俊 1969「核家族における母親の育児不安」, 『児童心理』, 第23巻, 第10号, 143-148頁
- 上野千鶴子 2013『女たちのサバイバル作戦』, 文春新書
- 内海房子 2018「アンコンシャス・バイアスって何?」, 『工学教育』66-2, 96頁